

令和 3 年春季三重県火災予防運動実施要領

1 目的

この運動は、火災が多発する時季を迎えるにあたり、全国一斉の火災予防運動に加え、本県独自の運動を実施することにより、県民の防火意識を高揚し、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぎ、住みよい郷土づくりを推進していくことを目的とする。

2 県の運動目標

住宅用火災警報器等（以下、「住警器等」という。）の設置義務が本格化してから 10 年以上が経過し、適切な作動の確保のため、維持管理、点検方法の周知及び経年劣化した住警器等の交換を推進することを目標とする。

3 行動実施計画

(1) 県

- ア 県庁舎及び地域庁舎における庁内放送による防火啓発
- イ 三重県ウェブサイトにおける防火啓発
- ウ 関係機関（建築部局、福祉部局等）と連携した住宅防火の推進
- エ 住警器等の適切な維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化した住警器等の交換の推進
- オ 防火ポスターの掲示（各県総合庁舎）
- カ 県及び県内各市町の行事实施計画の公表

(2) 市町

消防庁長官及び消防庁予防課からの通知「令和 3 年春季全国火災予防運動の実施について」をもとに、地域の実状に応じて運動を展開する。